



## 随意契約理由書

1. 案件名称  
中央区保健福祉センター事業用普通自動車 長期借入契約（再リース）
2. 契約の相手方  
大阪トヨタ自動車株式会社
3. 随意契約理由  
当該物件は、令和4年12月末日をもって60ヶ月間の契約期間が満了するが、現行車両は、走行距離が12,000 km弱で、車両に大きな故障等もなく品質においても信頼があり、現行契約相手方の大阪トヨタ自動車株式会社の対応も迅速・丁寧である。新規契約を行うより、リース契約の延長を行う方が安価であり、他の業者に変更する際に要する経費などを鑑みると、引き続き現行契約相手方と契約することが最も有利である。
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署  
中央区役所保健福祉課運営グループ  
(電話番号：06-6267-9882)